

毎週二回発行月曜日木曜日 定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

# 山梨県公報

第二千四百三十八号

裏モノ JAPAN 8月号

a y a 7月号

鉄人社

平成二十六年  
八月七日

Bo y, sピアス 7月号

宙出版

コミック アムール

マガジン・マガジン

## 目 次

○有害図書類の指定.....四七五

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件).....四七五

○採石業務管理者試験の実施.....四七六

○土地改良区役員の退任及び就任.....四七六

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....四七七

○平成二十七年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基.....四七七

○本事項について.....四七七

○一般競争入札について.....四八五

## 告 示

### 山梨県告示第二百三十二号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)

第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十六年八月七日から施行する。

平成二十六年八月七日

山梨県知事 横内正明

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称 鉄人社

發 行 所

男の工口知恵140

## 二 指定する理由

○著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

## 公 告

### ● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

○特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあつた年月日 平成二十六年七月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ヴァリエ都留

2 代表者の氏名 小林朗

3 主たる事務所の所在地 山梨県都留市玉川二百四十七番地

4 定款に記載された目的

○この法人は、幼児から高齢者に対して、健康、スポーツに関する事業また、まちづくりの推進を図る活動を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年七月二十九日から同年九月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
○特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報

センターリに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

山梨県知事 橫内正明

に関する技術的な事項

五 受験手続

(一) 受験願書

- 1 申請のあつた年月日 平成二十六年七月三十日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 3 1 名称 特定非営利活動法人五湖の会
- 2 代表者の氏名 渡邊和子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県富士吉田市上吉田五丁目八番地十七
- 4 定款に記載された目的

この法人は、富士北麓地域を中心とした地域住民、精神障害者及び精神障害者をかかる家族に対して、正しい精神保健福祉思想の体得に関する事業、精神障害者の社会参加と家庭での健全な生活を守る事業、日常生活上の援助を必要とするものに対する住居及び日常生活の援助を提供し、精神障害者地域生活援助事業（以下「グループホーム」）等を行い、精神障害者の社会復帰対策の充実と自立に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十六年八月一日から同年九月三十日まで

1 提出書類

(一) 提出書類

- 1 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）一枚
- 2 受験手数料

八千円（受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

六 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

受験願書受付期間  
平成二十六年九月十九日（金）から同年十月三日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月三日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課（甲府市丸の内一丁目六番一号）に提出すること。

八 合格者の発表

平成二十六年十月十七日（金）に山梨県庁防災新館東側掲示板及び山梨県のホームページにおいて合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票  
(二) 筆記用具

2 不明な点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五一二三三一一六四五）に問い合わせること。

四 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- 2 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴つて生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置

一 退任

山梨県知事 橫内正明

◎ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、茅ヶ岳土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成二十六年八月七日

役職名	氏名	住所	退任年月日	二就任				
				役職名	氏名	住所	就任年月日	
理事	砂畠 覚	同	平成二十六年三月二十五日	監事	大柴 秋穂	同	穗坂町三之藏四二八五	同
同	中村 淳造	甲斐市団子新居一四三九	同	監事	名取 紘一	同	穗坂町宮久保四〇〇六	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同

- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為  
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
- 平成二十六年八月七日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
南都留郡富士河口湖町長浜字橋戸一三四九の一及び二三四九の七並びに字浜端二三一  
三九の一及び二三三九の二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

水路	次の図のとおり
公共施設の種類	位置及び区域

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士

河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区六本木三丁目七番一の三千百一号 松村 厚久 東京都八王子市元八王子町二丁目千百番地七 米山 久

## 教育委員会

● 平成二十七年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項について  
平成二十七年度山梨県立特別支援学校幼稚部及び高等部入学者選抜の基本事項を次  
とおり定める。

平成二十六年八月七日

山梨県教育委員会  
委員長 杉原廣

## 1 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当するものとする。

学校名	募集区分	要件
盲学校 甲府市下飯田二丁目 10-2 (055) 226-3361	幼稚部	<p>(1) 幼稚部 学校教育法施行令（以下「施行令」という。）第 22 条の 3 に規定する視覚障害者で、平成 27 年 4 月 1 日現在において満 3 歳以上 6 歳未満のもの</p> <p>(2) 高等部本科 施行令第 22 条の 3 に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者</p> <p>イ 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者</p> <p>(3) 高等部専攻科 施行令第 22 条の 3 の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 盲学校高等部本科若しくは高等学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者</p> <p>イ 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者</p>
ろう学校 山梨市大野 1009 (0553) 22-1378	幼稚部	<p>(1) 幼稚部 施行令第 22 条の 3 に規定する聴覚障害者で、平成 27 年 4 月 1 日現在において満 3 歳以上 6 歳未満のもの</p> <p>(2) 高等部 施行令第 22 条の 3 に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者</p> <p>イ ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者</p>
甲府支援学校 甲府市下飯田二丁	高等 本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの

目 10-3 (055) 226-3322	部		(1) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
あけぼの支援学校 韮崎市旭町上条南割 3251-1 (0551) 22-6131	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
わかば支援学校 南アルプス市有野 3346-3 (055) 285-1750	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
かえで支援学校 甲府市東光寺二丁目 25-1 (055) 223-6355	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
やまびこ支援学校 大月市富浜町宮谷 1497 (0554) 23-1943	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者 (2) 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者
ふじざくら支援学校 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1 (0555) 72-5161	高等部	本科普通科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の(1)のいずれかの条件を満たし、かつ、(2)及び(3)に該当するもの (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ア 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者 イ 高校教育課長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者
高等支援学校桃花台学園 笛吹市石和町中川 1400 (055) 263-7760	高等部	本科産業技術科	施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者で、次の(1)のいずれかの条件を満たし、かつ、(2)及び(3)に該当するもの (1) 次のいずれかの条件を満たす者 ア 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 27 年 3 月卒業見込みの者 イ 高校教育課長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者 (2) 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者

(3) 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

## 2 出願、入学検査及び選抜方法

### (1) 高等支援学校桃花台学園

#### ア 出願

##### (ア) 出願の制限

- a 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
- b 志願者は、かえで支援学校分教室の教育相談を、平成26年12月末日までに受けておくこと。

##### (イ) 受付期間

平成27年1月21日(水)(一括受付)、1月22日(木)の午前9時から午後4時まで及び  
1月23日(金)の午前9時から正午まで

##### (ウ) 出願書類

###### a 入学願書

###### b 確約書

###### c 調査書

###### d 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成26年12月以降発行のもの

###### e 健康診断票の写し

医療機関が発行したもので、平成26年12月以降に受診したもの

###### f 山梨県総合教育センター相談支援部が平成26年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」の写し又は療育手帳の写し(県立特別支援学校中学部を平成27年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者を除く。)

#### イ 入学検査

##### (ア) 期日

平成27年2月4日(水)

##### (イ) 会場

かえで支援学校分教室(笛吹市石和町中川1400番地)

##### (ウ) 入学検査の内容

学力検査、作業能力検査、運動能力検査及び面接

#### ウ 選抜

山梨県立高等支援学校桃花台学園入学者選抜委員会は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

### (2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校

#### ア 出願

## (ア) 出願の制限

出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。

## (イ) 受付期間

平成27年2月16日(月)から2月19日(木)の午前9時から午後4時まで及び2月20日(金)の午前9時から正午まで

## (ウ) 出願書類

## a 全校共通

- (a) 入学願書
- (b) 調査書(幼稚部は除く)
- (c) 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成27年1月以降発行のもの

## (d) 健康診断票

医療機関が発行したもの(志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。)で、平成27年1月以降に受診したもの(志願先特別支援学校の中学校部を平成27年3月卒業見込みの者を除く。)

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

## b 学校ごとに必要な書類(志願先特別支援学校の中学校部を平成27年3月卒業見込みの者を除く。)

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	平成27年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
ろう学校	平成27年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票 (幼稚部においては、身体障害者手帳の写しに替えることも可)
甲府支援学校	平成27年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
あけぼの支援学校	平成27年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票(あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者)
わかば支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が平成26年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」又は療育手帳の写し
かえで支援学校	(肢体不自由者) 平成27年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票 (知的障害者)
やまびこ支援学校	山梨県総合教育センター相談支援部が平成26年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」又は療育手帳の写し
ふじざくら支援学校	

## (エ) 出願上の留意事項

志願者は、平成26年12月末日までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。（志願先特別支援学校の中学校部を平成27年3月卒業見込みの者を除く。）

## イ 入学検査

## (ア) 期日

平成27年3月5日（木）

## (イ) 会場

各志願先特別支援学校

## (ウ) 入学検査の内容

学校名	募集区分		検査内容
盲学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	
		本科保健理療科 専攻科保健理療科	
		専攻科理療科	
ろう学校	幼稚部		・実態を把握するための検査
	高等部	本科普通科	・学力検査 ・面接
甲府支援学校	高等部	本科普通科	
あけぼの支援学校			・学力検査
わかば支援学校			・面接
やまびこ支援学校			・生活動作検査
ふじざくら支援学校			
かえで支援学校			

## ウ 選抜

各志願先特別支援学校長は、出願書類及び入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

## 3 入学許可予定者の発表

## (1) 高等支援学校桃花台学園

平成27年2月10日（火）の午前11時

なお、高等支援学校桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校全日制課程における後期募集、定時制の課程、通信制の課程及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

- (2) 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校  
平成27年3月12日(木)の午前11時

#### 4 再募集

盲学校幼稚部、高等部(普通科、保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部、高等部及び高等支援学校桃花台学園において、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を実施する。

- (1) 盲学校幼稚部、高等部(普通科、保健理療科、専攻科保健理療科、専攻科理療科)、ろう学校幼稚部及び高等部の出願及び入学検査等

##### ア 出願資格

「1 出願資格」による。

##### イ 出願の制限(高等部)

- (ア) 出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者。  
(イ) 公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。

##### ウ 出願期間

平成27年3月13日(金)の午前9時から午後4時及び3月16日(月)の午前9時から正午まで

##### エ 入学検査の内容

各志願先特別支援学校長が別途定める。

##### オ 検査期日

平成27年3月17日(火)

##### カ 入学許可予定者の発表

平成27年3月19日(木)の午前11時

- (2) 高等支援学校桃花台学園の出願及び入学検査等

##### ア 出願資格

- (ア) 「1 出願資格」による。  
(イ) 公立高等学校全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受験者(病気等やむを得ない理由により学力検査を受験することができなかつたと高校教育課長が認める者を含む。)で、出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者

##### イ 出願の制限

- (ア) 公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。また、定時制再募集及び通信制の課程と併願することもできない。  
(イ) 志願者は、かえで支援学校分教室の教育相談を、平成26年12月末日までに受けておくこと。  
(ウ) 出願期間

平成27年3月13日(金)の午前9時から午後4時及び3月16日(月)の午前9時から正

午まで

(イ) 入学検査の内容

高校教育課長が別途定める。

(オ) 検査期日

平成 27 年 3 月 17 日 (火)

(カ) 入学許可予定者の発表

平成 27 年 3 月 19 日 (木) の午前 11 時

## 5 実施要項

詳細については、別に定める「平成 27 年度山梨県立盲学校・ろう学校幼稚部入学者選抜実施要項」、「平成 27 年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「平成 27 年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項」による。

## そ の 他

● 山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

平成二十六年八月七日

富士山有料道路管理事務所長 松村公雄

一般競争入札に付する事項

工事名

雪崩対策工事

工事場所

山梨県南都留郡鳴沢村富士山五合目地内

工事概要

溝切工 L＝三百メートル

防風柵工 一式

崩壊土砂防止柵工 一式

工期

平成二十六年八月二十八日から平成二十七年一月九日まで

予定価格

二千八百四十七万九千六百円

二 入札参加資格申請の受付期間

平成二十六年八月十四日（木）から同月二十日（水）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他

詳細は、山梨県道路公社富士山有料道路管理事務所ホームページにより配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

(URL) <http://subaruline.jp/>

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番